

4. 人権・消費者

人権・消費者調査会では、消費者の立場から行政を監視する「消費者権利擁護官法案」の立案をはじめ、「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案」の成立、アイヌ民族を先住民族とする国会決議についての議論など、人権問題や消費者政策の立案に精力的に取り組んだ。

「消費者権利擁護官法案」を提案へ

民主党は結党以来、「生活者」「消費者」を代表する政党として、常に消費者サイドに立った政策実現に取り組んできた。一方、福田首相は169回通常国会の施政方針で、消費者重視の行政に転換し消費者行政を一元的に推進する権限を持つ新組織発足を表明、2009年度に消費者庁を設置する考えを明らかにした。民主党の政策を政府与党が後追いしてきた感があり、今後、政府案の成り行きを注視する必要がある。

民主党は、消費者庁構想に対し、消費者団体や法曹界と議論しながら検討を進め、「消費者権利擁護官法案」（消費者オンブズパーソン法案）骨子を2008年6月に取りまとめた。真に消費者の立場から行政を監視する仕組みであり、次期国会での法案提出を目指し取り組む。

オウム真理教犯罪被害者救済法案

1995年3月20日の地下鉄サリン事件など、オウム真理教による数々の犯罪による被害は甚大であった。被害者や遺族は、国家体制を破壊しようとする同教団による犯罪の犠牲となったもので、同教団に対する破産申立事件で賠償措置がとられてもなお十分な救済がなされてい

かった。

民主党は、国がその被害救済を図ることの緊急性を考え、被害者等に給付金を支給し、国がその債権を厳格に回収する内容のオウム真理教犯罪被害者等救済法案を169回通常国会で衆議院に提出した。

これをきっかけに早期の問題解決で与野党が一致し、超党派議員立法としてまとめることとなった。民主党は独自案を撤回し、衆議院内閣委員長提出でオウム真理教犯罪被害者救済法案が全会一致で可決・成立した。

アイヌ民族を先住民族とする決議

国連総会で2007年9月、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が日本政府も賛成して採択された。アイヌ民族にとっての悲願であり今後の政府の動向が問われる。政府は、国際的に確立した先住民族の定義がない等を理由にアイヌが先住民族かどうか結論を下せないとしている。一方、国会は1997年のアイヌ文化振興法成立時に「アイヌの先住性は歴史的事実」との附帯決議を行う等、アイヌ民族の思いを受けとめる取り組みを行ってきた。

169回通常国会では、上記国連宣言や2008年7月の北海道洞爺湖サミットも機に、国会の意思を示すべきとの機運が与野党の枠を超えて高まった。その結果、アイヌ民族を先住民族とし、アイヌ政策のさらなる推進をはかるための本会議決議がまとまり、6月6日衆参両院の本会議において全会一致で可決された。